

平成22年2月1日

各都道府県教育委員会		
県立学校	担当課長	殿
市町村立学校	担当課長	殿
各都道府県知事部局	担当課長	殿
市町村長部局	担当課長	殿
市町村(区)教育委員会	担当課長	殿
	契約担当課長	殿

(社) 日本理科教育振興協会
会 長 大久保 昇
千代田区神田小川町3-28昇龍館ビル4F
TEL:03-3294-0715 FAX:03-3294-0716
E-mail : info@japsee.or.jp

〔再案内〕

平成21年度理科教育設備整備費等補助金(補正予算関連事業)の
物品購入のための契約納期について弾力的ご対応のお願い

日頃より理科教育の振興について特段のご配慮をいただきまして感謝申し上げます。
表題に関し昨年12月末にてご案内文書(HP更新情報掲載中)を発送させていただきましたが、全国の各教育委員会様から、『本補正予算 理科教育設備整備費等補助金申請に関する「繰越明許」対応のことを知らなかった』とする内容と解決策についての多くのお問合せがありました。(下記に内容を付記し併せて別添資料を同封致します。)

つきましては、平成21年5月15日に文部科学省で開催された「新学習指導要領全面実施に向けた教材・図書 緊急整備に関する中央説明会」で配布された資料をご確認の上、

各教育委員会・知事部局のご担当者様におかれまして、契約先(者)納期ご確認の上、年度をまたぐ「繰越」が必要となった場合には、速やかに「繰越明許」手続きをお取りいただき、契約納期についての弾力的対応ご配慮をお願い申上げる次第です。

記

〔繰越明許に関する説明資料：ポイント〕

1. 説明用配布 資料2-1 『「経済危機対策」関連事業 理科教育設備の整備充実』

Q&A(良くあるご質問) その1 要旨抜粋(別紙-1)

Q: 例年の1.5倍の予算=1.5倍の備品の整備を学校で行うと供給が間に合わない?

A: 学校への納品が遅れた場合には、平成22年度に支出を繰り越すことも可能です。

2. 説明用配布 参考資料2-6 『「理科設備整備に関するよくある質問(Q&A)」』

その他 要旨抜粋(別紙-2)

Q18: 当補助金による設備整備は、平成21年度中に完了させる必要あるのですか?

A18: 原則として、平成21年度に行っていただく必要があります。しかし(中略)、供給が間に合わずに平成21年度の納入が出来なかった場合には、所用の手続きを経てその支払いを平成22年度の繰り越すことは可能です。

以上

「経済危機対策」関連事業
理科教育設備の整備充実



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局教育課程課

1

理科教育の充実について

〈授業時数の増加〉

- ・小学校理科: 350時間→405時間 (16%増)
- ・中学校理科: 290時間→385時間 (33%増)

〈指導内容の充実〉

〈観察・実験の重視〉

2

① 史上最大規模

- ・事業費総額400億円
- ・過去5年間(H16～H20)の平均(26億円)に比して15倍、つまり15年分をまとめて設備整備することが可能
- ・小・中・高等学校(中等教育学校含む)、特別支援学校1校当たり平均100万円*の設備整備が可能

*積算上の考え方であり、実際は100万円以上の申請が可能

11



Q&A(よくあるご質問) その1

- ・例年の15倍の予算＝15倍の備品の整備を、全国津々浦々の学校で行うことになると、備品の供給が間に合わないのではないですか？

ご心配にはおよびません。教材を供給している業者の方々にも、すでにご協力をお願いしています。したがって、「15年分の設備整備をする」との意気込みで、必要な経費を申請してください。

仮に、供給が間に合わずに、学校への納品が遅れた場合には、平成22年度に支出を繰り越すことも可能です。

なお、200億円規模の補助金の申請を受け付けるのは、平成21年度のみです。来年度はありません。

12

理科設備整備に関する良くある質問 (Q & A)

【申請手続きについて】

- Q1 すぐに必要な設備(教材)をリストアップすることができません。今年度は申請を見送り、来年度、申請することはできますか?
- Q2 すでに平成21年2月17日付で照会のあった平成21年度当初予算に係る理科教育設備整備費等補助金の手続き(A)と、今回照会された補正予算に係る理科教育設備整備費等補助金の手続き(B)との関係が分かりません。
- Q3 申請前に購入を希望する設備の価格の見積もりを取る必要はありますか?
- Q4 1校100万円分の設備の購入が可能であると聞いていますが、その額を超えた申請をすることはできますか?
- Q5 中等教育学校の場合も1校100万円ですか?それとも中等部・高等部あわせて200万円分の申請ができるのですか?同様に特別支援学校はどのように考えればよいですか?
- Q6 今回、100万円分の設備を申請すると、補助要綱に定められた基準金額を超えてしまうのですが、その場合でも100万円分を申請することができるのですか?

【購入できる物品について】

- Q7 新しい学習指導要領で増えた内容に関する設備しか買えないのですか?
(古い設備を取り替えることはできますか?)
- Q8 必ず買わなければいけない設備はありますか?
- Q9 いわゆる「少額設備」とはどのようなものですか?
- Q10 ビーカーやフラスコなど、壊れやすいものも買えますか?

Q15 顕微鏡を買い換えたいと思うのですが、今、ある顕微鏡は廃棄しないといけませんか？

A15 交付要綱に定める基準数量を上回るようになったとしても、各種設備の総額が基準金額の範囲内であれば、今ある顕微鏡に加えて購入することができます（廃棄の必要はありません）。なお、交付要綱に定める基準金額の範囲を超えてしまう場合には、補助対象になりません。古くて使用に耐えられないものは廃棄の手続きが必要です。各学校設置者が定める条例、規則に従って手続きをしてください（購入価格50万円以上で購入から8年以下の顕微鏡の廃棄は、文部科学大臣の承認が必要です）。

Q16 既存の理科設備を修理したり、メンテナンスするために補助金を使うことはできますか？

A16 できません。当補助金で補助対象となるのは新たに設備を整備するために必要な経費のみです。

Q17 当補助金で新たに理科室を整備することはできますか？

A17 当補助金は設備整備のための補助金であり、新しい理科室で使う設備を購入することは可能です。しかし、新たに理科室を作ったり、空き教室を理科室に変更するため水回りやガス管を整備するなどの新增改築に必要な経費は補助対象になりません。



Q18 当補助金による設備整備は、平成21年度中に完了させる必要があるのですか？

A18 原則として、平成21年度中に整備を行っていただく必要があります。しかし、今回は例年の10倍以上の額の設備が整備される予定であることから、供給が間に合わない可能性があります。そのため、供給が間に合わずに平成21年度中の納品ができなかった場合には、所要の手続きを経てその支払いを平成22年度に繰り越すことは可能です。